津山・鏡野間バス連携事業 調査・検討業務
プロポーザル審査委員会設置要領

（趣旨）
第１条　津山・鏡野間バス連携事業 調査・検討業務を実施するにあたり，プロポーザル方式により，その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を選定するために，津山・鏡野間バス連携事業 調査・検討業務プロポーザル審査委員会（以下，「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　委員会は，次に掲げる事務を所掌する。
(1)　津山・鏡野間バス連携事業 調査・検討業務に係る公募型プロポーザル実施要領の確認に関すること。
(2)　プロポーザルの参加資格に関すること。（公募型）
(3)　企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
(4)　その他プロポーザル実施にあたり必要な事項。

（組織）
第３条　委員会は，委員長１名及び委員４名をもって組織する。
２　委員長は，津山圏域公共交通連絡協議会　代表幹事とする。
(1)　委員長は，委員会を代表し，その事務を総理する。
(2)　委員長に事故があるとき，又は委員長が欠けたときは，次項に掲げる者のうち，委員長が指名する委員が，その職務を代理する。
３　委員は，別表に掲げるものとする。

（会議）
第４条　委員会の会議は，委員長が招集し，議長となる。
２　委員会は，委員長及び委員の総数の過半数が出席しなければ開会できない。
３　委員長は，会議に付する必要のないと認める事案については，各委員に回議して会議の審査に代えることができる。
４　委員は，やむを得ない理由により会議を欠席する場合は，代理人を出席させることができる。この場合において，委員は,あらかじめ会長に代理人を報告しなければならない。
　また、委員の代理人の出席があったときは，当該代理人の出席・決議をもって当該委員の出席・決議とみなす。

（意見の聴取）
第５条　委員会は必要があると認めたときに，委員以外の者を委員会に出席させ，その意見を聴き，又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

（庶務）
第６条　委員会の庶務は，津山圏域公共交通連絡協議会事務局（津山市産業経済部経済政策課）において処理する。